

能美市動物愛護(猫)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、不妊・去勢手術を施すことにより、適切な飼養環境を確保できない猫の繁殖を抑制し、地域における生活環境被害の低減を図るため、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 市内に住所を有する者が市内で所有又は占有をしている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 人が所有又は占有していない猫で、本市を主な生息地とするものをいう。
- (3) 不妊・去勢手術 獣医師が行う生殖を不能にする手術のうち、雌猫の卵巣又は子宮を摘出する手術及び雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (4) 識別処置 不妊・去勢手術を施すときにおいて、片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。

(不妊・去勢手術実施施設)

第3条 不妊・去勢手術を施す施設は、獣医師法(昭和24年法律第186号)第22条に基づく届出をした石川県内の診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項の診療施設をいう。)とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、飼い猫又は飼い主のいない猫に対して施す不妊・去勢手術及び識別処置とする。

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる者のうち、自ら飼い猫又は飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術を受けさせ、かつ、当該

不妊・去勢手術の費用を負担する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載され、かつ、市内に居住している者
- (2) 本市に活動の拠点を有する団体

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等の滞納がないこと。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした個人又は団体ではないこと。
- (3) 能美市暴力団排除条例(平成24年能美市条例第19号)第2条第3号に規定する暴力団員である者と関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 不妊・去勢手術に要した費用
- (2) 識別処置に要した費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不妊・去勢手術又は識別処置に関し市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は次に掲げる額とし、市長は予算の範囲内でこれを交付する。ただし、補助対象経費が補助金の額を下回るときは、当該経費を補助金の額とする。

- (1) 飼い猫の不妊手術 一頭につき3,000円
- (2) 飼い猫の去勢手術 一頭につき3,000円
- (3) 飼い主のいない猫の不妊手術 一頭につき8,000円
- (4) 飼い主のいない猫の去勢手術 一頭につき5,000円

(手術の実施)

第8条 補助金の交付を受けようとする者が、飼い猫又は飼い主のいない猫を不妊・去勢手術のために診療施設に搬入しようとするときは、事前に診療施設にその旨を相談し、及び手術の予約をしなければならない。

2 前項に該当する場合において、飼い主のいない猫であるときは、当該手術を施していない猫と識別できるよう、識別処置を獣医師に依頼しなければならない。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、能美市動物愛護(猫)補助金交付申請書及び請求書(様式第1号)裏面に記載されている誓約事項を確認し、必要事項を記入の上、手術を施した獣医師の証明を受け、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該手術に係る領収書

(2) 振込先金融機関口座の通帳又はキャッシュカードの写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、手術を受けた日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、能美市動物愛護(猫)補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)又は能美市動物愛護(猫)補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、文書により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずることができる。

(調査等)

第13条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行し、令和4年4月1日以後に施した不妊
・去勢手術から適用する。